

令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

砥部町告示第150号

令和6年6月17日

(趣旨)

第1条 この告示は、町内にある空き家の有効活用を図り、県外から町内への移住及び定住を促進するため、移住者が行う住宅の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内で令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛媛県空き家情報バンク又は砥部町空き家バンクに登録された一戸建て住宅をいう。
- (2) 移住者 県外から町内に住民票を異動した者。ただし、次に掲げる理由により定住が見込まれない者を除く。
 - ア 県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学
 - イ 所属企業等の業務命令に基づく転勤又は所属企業と関連のある企業等への赴任
- (3) 働き手世帯 補助金の交付申請日において、世帯員のうち少なくとも1人が60歳未満である世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 補助金の交付申請日が属する年度の4月1日時点において、18歳未満の子(ただし、当該年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む)がいる世帯をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「補助対象者」という。)が居住を目的として購入し、又は賃借した空き家を改修する事業(50万円未満のものは除く。以下「住宅の改修」という。)及び当該空き家に居住するために不要な家具等を搬出する事業(5万円未満のものは除く。以下「家財道具の搬出等」という。)とする。

- (1) 平成28年4月1日以後の移住者(同日以後に県外から県内他市町へ住民票を異動した後、町内に異動した者を含み、地域おこし協力隊にあっては、同日以降の離職する日をもって町内への移住者とみなす。)であって町内に住所を有する者
- (2) 購入し、又は賃借した空き家に5年以上居住する意思を有する者
- (3) 働き手世帯に属する者又は子育て世帯に属する者
- (4) 本人及び本人と同一世帯に属する者が前住所地を含め市町村税(市町村民税及び固定資産税をいう。)を滞納していない者
- (5) 過去に当該補助金及び当該補助金と同様の補助金の交付を受けたことがない者
- (6) 当該空き家の改修等を行うことができる権限を有している者

2 前項の規定に関わらず、過去に当該補助金及び当該補助金と同様の補助金の交付を受けて改修した空き家を対象とした事業は、補助の対象としない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 業者を利用して住宅の改修等を行う場合は、原則として、町内の施工業者（町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者）とする。

3 補助対象事業が他の公的助成制度による補助金を受ける場合においては、当該他の公的助成制度の助成対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から差し引くものとする。

(募集)

第5条 町長は、期間を定めて補助事業を行う者を募集することができる。

2 前項の規定により募集をしたときは、その選考などの結果に基づき補助金の申請をすることができる。ただし、募集を行わなかったときその他町長が別に定めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請時点の世帯員全員の住民票
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書
- (4) 市町村税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）
- (5) 売買契約書、賃貸借契約書等の写し（賃貸借契約の場合は、住宅改修、原状回復免除、家財道具搬出等に関する同意書を添付すること。）
- (6) 見積書等の補助対象事業費の算出根拠
- (7) 住宅の図面（配置図及び平面図）
- (8) 現況写真
- (9) 空き家バンク掲載を示す書類
- (10) 他の公的助成制度を利用する場合は、その制度の申請書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業変更承認申請書（様式第3号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

2 町長は、前項の規定による事業の変更を承認したときは、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による事業の中止又は廃止を承認したときは、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了時点の世帯員全員の住民票
- (2) 決算書
- (3) 補助対象経費の明細書
- (4) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- (5) 完成後の住宅の図面（配置図及び平面図）
- (6) 完成写真（施工中の写真を含む。）
- (7) 他の公的助成制度を利用する場合は、その制度の完了報告書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（指揮監督）

第14条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に誤りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の執行について、不正の行為があったとき。

- (4) 住宅の改修等を行った補助対象物件を、補助金の確定を受けた日から5年を超えない間に取り壊し、第三者に賃貸し、又は売却したとき。
- (5) 補助金の確定を受けた日から5年を超えない間に転居又は転出したとき。
- (6) 補助金をこの告示の目的以外の用途に使用したとき。

(加算金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納入期日までに納付しなかったときは、納入期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費			補助率
住宅の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象経費の2/3 又は 200 万円（子育て世帯にあっては、400 万円）のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	住宅に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
	外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（住宅本体の改修と併せて行うものに限る。）	
家財道具の搬出等	入居又は住宅の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃		補助対象経費の2/3 又は 20 万円のいずれか低い額（1,000 円未満の端数切捨て）

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

砥部町長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業について、同補助金の交付を受けたいので、令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 事業区分 （ ☐ 住宅の改修 ☐ 家財道具の搬出等 ）

3 添付書類

- (1) 交付申請時点の世帯員全員の住民票
- (2) 事業計画書
- (3) 誓約書
- (4) 市町村税納税証明書（同一世帯の納税義務者を含む。）
- (5) 売買契約書、賃貸借契約書等の写し（賃貸借契約の場合は、住宅改修、原状回復免除、家財道具搬出等に関する同意書を添付すること。）
- (6) 見積書等の補助対象事業費の算出根拠
- (7) 住宅の図面（配置図及び平面図）
- (8) 現況写真
- (9) 空き家バンク掲載を示す書類
- (10) 他の公的助成制度を利用する場合は、その制度の申請書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

別紙 1

令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業 事業計画書

1 収支予算
(住宅改修)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(家財道具搬出等)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

(合計)

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	住宅改修、家財道具 搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

2 申請者（住宅改修等実施者）

氏 名		年齢	歳
現住所			
電話番号			
メールアドレス			
移住の時期			
移住前の住所			
移住の理由			
世帯構成	氏名	年齢	続柄

3 事業計画

[illegible]

誓 約 書

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住所
氏名

(署名又は記名押印)

令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金の申請にあたり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

- 1 本事業により改修等を行った住宅に、補助金額の確定通知があった日から 5 年以上継続して居住します。
- 2 本事業により改修等を行った住宅を、補助金額の確定通知があった日から 5 年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
- 3 砥部町が住民基本台帳等で上記 1 及び 2 の事項を満たしているか調査することについて同意します。
- 4 改修等が完了した日以後、1 箇月以内に入居します。
- 5 県内の高等学校・大学・高等専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤所属企業と関連のある企業への赴任による転居ではありません。
- 6 令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、砥部町から受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。
- 7 砥部町が指定する期日までに令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 15 条に基づく返還がなされない場合には、砥部町が関係行政機関及び関係金融機関に対し、私の所得又は財産等の調査を実施することに同意します。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金について、令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次の条件を付して金 円を交付します。

- 1 令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 当該補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- 3 当該補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 4 当該事業完了後は、速やかに令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業実績報告書を提出しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業変更承認申請書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり内容に変更が生じたので、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更申請額

既交付決定額	金	円
変更後の申請額	金	円
差し引き増減額	金	円

4 添付書類

- (1) 変更の内容を示す書類（変更後の設計図面、見積書、契約書等の写し）
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請があった令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金について、下記のとおり変更を承認したので、令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更承認の内容

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の中止（廃止）承認申請について、下記により補助事業の中止（廃止）を承認したので、令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

中止（廃止）の理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

砥部町長

様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業実績報告書

年 月 日付け、第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業区分 （ ☐ 住宅の改修 ☐ 家財道具の搬出等 ）
- 3 添付書類
 - (1) 事業完了時点の世帯員全員の住民票
 - (2) 決算書
 - (3) 補助対象経費の明細書
 - (4) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
 - (5) 完成後の住宅の図面（配置図及び平面図）
 - (6) 完成写真（施工中の写真を含む。）
 - (7) 他の公的助成制度を利用する場合は、その制度の完了報告書の写し
 - (8) その他町長が必要と認める書類

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	住宅改修経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
町補助金	円	住宅改修、 家財道具搬出等経費	円
自己負担金	円		
計	円	計	円

事業実施場所 (物件の所在地)	
住宅の構造等	構造 : ☐ 木造 ☐ 鉄骨 ☐ 鉄骨コン ☐ その他 ()
	階数 : ☐ 平屋 ☐ 2階 ☐ 3階 ☐ その他 ()
	形式 : ☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅〔 ☐ 店舗 ☐ 事業所 ☐ その他 ()〕
申請者の区分	☐ 所有 ☐ 賃借 ☐ その他 ()
実施内容	(住宅の改修)
	(家財道具の搬出等)
請負業者	所在地(住所) 業者名(代表者氏名)
実施期間	着工日： 年 月 日 竣工日： 年 月 日
他の 公的助成制度	☐ 利用あり (補助金名：) (受給日： 年 月 日) (補助金額： 円) ☐ 利用なし

様式第 8 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金について、令和 6 年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

砥部町長

様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

印

令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号で補助金の確定通知があった標記補助金について、令和6年度砥部町移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円
- 3 交付請求額 金 円

【口座振込先】

金融機関名	銀行・金庫・農協 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※口座名義人は補助事業者と同一であること。